

参考資料 3 (1) 生活環境の保全に関する環境基準 (1/8)

河川（湖沼を除く。）：生物化学的酸素要求量（BOD）

項目 ／ 類型	利用目的の 適 応 性	基準値	項目 ／ 類型	利用目的の 適 応 性	基準値
		生物化学的 酸素要求量 (BOD)			生物化学的 酸素要求量 (BOD)
AA	水道1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げ るもの	1mg/ℓ 以下	C	水産3級 工業用水1級及びD 以下の欄に掲げる もの	5mg/ℓ 以下
A	水道2級 水産1級 水浴及び B以下の欄に掲げ るもの	2mg/ℓ 以下	D	工業用水2級 農業用水及び Eの欄に掲げるも の	8mg/ℓ 以下
B	水道3級 水産2級及び C以下の欄に掲げ るもの	3mg/ℓ 以下	E	工業用水3級 環境保全	10mg/ℓ 以下

備 考 1. 基準値は日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

(注) 1. 自然環境保全： 自然探勝等の環境保全

2. 水 道 1級： ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水 道 2級： 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水 道 3級： 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水 産 1級： ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級
及び水産3級の水産生物用

水 産 2級： サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3
級の水産生物用

水 産 3級： コイ、フナ等、β－中腐水性水域の水産生物用

4. 工業用水1級： 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級： 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級： 特殊の浄水操作を行うもの

5. 環 境 保 全： 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を
生じない限度

参考資料 3 (1) 生活環境の保全に関する環境基準 (2/8)

河川（湖沼を除く。）：全亜鉛、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	
		全亜鉛	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ 以下	0.03mg/ℓ 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ 以下	0.02mg/ℓ 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ 以下	0.05mg/ℓ 以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ 以下	0.04mg/ℓ 以下

備 考 1. 基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）

参考資料 3 (1) 生活環境の保全に関する環境基準 (3/8)

湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）：化学的酸素要求量（COD）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値
		化学的酸素要求量 (COD)
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げるもの	1mg/ℓ以下
A	水道2、3級 水産2級 水浴及び B以下の欄に掲げるもの	3mg/ℓ以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及び Cの欄に掲げるもの	5mg/ℓ以下
C	工業用水2級 環境保全	8mg/ℓ以下

- (注)
1. 自然環境保全： 自然探勝等の環境保全
 2. 水道 1級： ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2、3級： 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3. 水産 1級： ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2級及び水産3級の水産生物用
水産 2級： サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物並びに水産3級の水産生物用
水産 3級： コイ、フナ等富栄養化型の水域の水産生物用
 4. 工業用水1級： 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級： 薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5. 環境保全： 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

参考資料 3 (1) 生活環境の保全に関する環境基準 (4/8)

湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）：全窒素、全リン

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基準値	
		全窒素	全リン
I	自然環境保全及び II 以下の欄に掲げるもの	0.1mg/ℓ 以下	0.005mg/ℓ 以下
II	水道1、2、3級(特殊なものを除く) 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/ℓ 以下	0.01mg/ℓ 以下
III	水道3級（特殊なもの）及び IV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/ℓ 以下	0.03mg/ℓ 以下
IV	水産2種及び V の欄に掲げるもの	0.6mg/ℓ 以下	0.05mg/ℓ 以下
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/ℓ 以下	0.1mg/ℓ 以下

- 備 考 1. 基準値は、年間平均値とする。
2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
3. 農業用水については、全リンの項目の基準値は適用しない。
- (注) 1. 自然環境保全： 自然探勝等の環境保全
2. 水 道 1級： ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- 水 道 2級： 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- 水 道 3級： 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
3. 水 産 1種： サケ科魚類及びアユ等の水産生物並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
- 水 産 2種： ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
- 水 産 3種： コイ、フナ等の水産生物用
4. 環 境 保 全： 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

参考資料 3 (1) 生活環境の保全に関する環境基準 (5/8)

湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）：全垂鉛、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	
		全垂鉛	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ 以下	0.03mg/ℓ 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ 以下	0.02mg/ℓ 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ 以下	0.05mg/ℓ 以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ 以下	0.04mg/ℓ 以下

参考資料 3 (1) 生活環境の保全に関する環境基準 (6/8)

海域：化学的酸素要求量 (COD)

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基準値
		化学的酸素 要 求 量 (COD)
A	水産1級 水浴 自然環境保全及び B以下の欄に掲げるもの	2mg/ℓ以下
B	水産2級 工業用水及び Cの欄に掲げるもの	3mg/ℓ以下
C	環境保全	8mg/ℓ以下

- (注) 1. 自然環境保全： 自然探勝等の環境保全
2. 水 産 1 級： マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及
び水産2級の水産生物用
- 水 産 2 級： ボラ、ノリ等の水産生物用
3. 環 境 保 全： 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）
において不快感を生じない限度

参考資料 3 (1) 生活環境の保全に関する環境基準 (7/8)

海域：全窒素、全リン

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基準値	
		全窒素	全リン
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	0.2mg/ℓ 以下	0.02mg/ℓ 以下
Ⅱ	水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの(水産2 種および3種を除く。)	0.3mg/ℓ 以下	0.03mg/ℓ 以下
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの(水産3種 を除く。)	0.6mg/ℓ 以下	0.05mg/ℓ 以下
Ⅳ	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/ℓ 以下	0.09mg/ℓ 以下

- 備 考 1. 基準値は、年間平均値とする。
2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずる恐れのある海域に
ついて行うものとする。

- (注) 1. 自然環境保全： 自然探勝等の環境保全
2. 水 産 1 種： 底生魚介類を含めたような水産生物がバランス良く、かつ
安定して漁獲される
水 産 2 種： 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多
獲される
水 産 3 種： 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
3. 生物生息環境保全： 年間を通して底生生物が生息できる限度

参考資料 3 (1) 生活環境の保全に関する環境基準 (8/8)

海域：全亜鉛、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	
		全亜鉛	直鎖アル キルベン ゼンスル ホン酸及 びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/ ℓ 以下	0.01mg/ ℓ 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/ ℓ 以下	0.006mg/ ℓ 以下

参考資料3(2) 人の健康の保護に関する環境基準 (1/2)

環境基準項目及び基準値

項 目 名	基準値	備 考
カ ド ミ ウ ム 全 シ ア ン 鉛	0.003 mg/ℓ以下 検出されないこと 0.01 mg/ℓ以下	1. 基準値は年間平均値とする。 ただし全シアンに係る基準値については最高値とする。
六 価 ク ロ ム 砒 素	0.05 mg/ℓ以下 0.01 mg/ℓ以下	
総 水 銀	0.0005 mg/ℓ以下	2. 「検出されないこと」とは定められた測定方法により測定した場合において、その結果が定量限界を下回ることをいう。
ア ル キ ル 水 銀 P C B	検出されないこと 検出されないこと	
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02 mg/ℓ以下	3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
四 塩 化 炭 素	0.002 mg/ℓ以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ以下	4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ以下	
トリクロロエチレン	0.03 mg/ℓ以下	
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ以下	
チ ウ ラ ム	0.006 mg/ℓ以下	
シ マ ジ ン	0.003 mg/ℓ以下	
チ オ ベ ン カ ル ブ	0.02 mg/ℓ以下	
ベ ン ゼ ン	0.01 mg/ℓ以下	
セ レ ン	0.01 mg/ℓ以下	
硝 酸 性 窒 素 及 び 亜 硝 酸 性 窒 素	10 mg/ℓ以下	
ふ っ 素	0.8 mg/ℓ以下	平成21年11月追加
ほ う 素	1 mg/ℓ以下	
1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ以下	

参考資料 3 (2) 人の健康の保護に関する環境基準 (2/2)

要監視項目及び指針値

項 目 名	指 針 値	備 考
イ ソ キ サ チ オ ン	0.008 mg/ 0以下	
ダ イ ア ジ ノ ン	0.005 mg/ 0以下	
フェニトロチオン (M E P)	0.003 mg/ 0以下	
イ ソ プ ロ チ オ ラ ン	0.04 mg/ 0以下	
オ キ シ ン 銅 (有 機 銅)	0.04 mg/ 0以下	
クロロタロニル (T P N)	0.05 mg/ 0以下	
プ ロ ピ ザ ミ ド	0.008 mg/ 0以下	
E P N	0.006 mg/ 0以下	
ジクロルボス (D D V P)	0.008 mg/ 0以下	
フェノブカルブ (B P M C)	0.03 mg/ 0以下	
イプロベンホス (I B P)	0.008 mg/ 0以下	
クロルニトロフェン (C N P)	—	
ク ロ ロ ホ ル ム	0.06 mg/ 0以下	
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ 0以下	
1, 2-ジクロロプロパン	0.06 mg/ 0以下	
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/ 0以下	
ト ル エ ン	0.6 mg/ 0以下	
キ シ レ ン	0.4 mg/ 0以下	
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/ 0以下	
ニ ッ ケ ル	—	
モ リ ブ デ ン	0.07 mg/ 0以下	
ア ン チ モ ン	0.02 mg/ 0以下	
塩 化 ビ ニ ル モ ノ マ ー	0.002 mg/ 0以下	平成16年3月追加
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/ 0以下	〃
全 マ ン ガ ン	0.2 mg/ 0以下	〃
ウ ラ ン	0.002 mg/ 0以下	〃

参考資料 3 (3) 水生生物の保全に関する環境基準

要監視項目及び指針値

項目	水域	類型	指針値
クロロホルム	河川及び湖沼	生物 A	0.7mg/ℓ 以下
		生物特 A	0.006mg/ℓ 以下
		生物 B	3mg/ℓ 以下
		生物特 B	3mg/ℓ 以下
	海域	生物 A	0.8mg/ℓ 以下
		生物特 A	0.8mg/ℓ 以下
フェノール	河川及び湖沼	生物 A	0.05mg/ℓ 以下
		生物特 A	0.01mg/ℓ 以下
		生物 B	0.08mg/ℓ 以下
		生物特 B	0.01mg/ℓ 以下
	海域	生物 A	2mg/ℓ 以下
		生物特 A	0.2mg/ℓ 以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物 A	1mg/ℓ 以下
		生物特 A	1mg/ℓ 以下
		生物 B	1mg/ℓ 以下
		生物特 B	1mg/ℓ 以下
	海域	生物 A	0.3mg/ℓ 以下
		生物特 A	0.03mg/ℓ 以下
4-t-オクチルフェノール	河川及び湖沼	生物 A	0.001mg/ℓ 以下
		生物特 A	0.0007mg/ℓ 以下
		生物 B	0.004mg/ℓ 以下
		生物特 B	0.003mg/ℓ 以下
	海域	生物 A	0.0009mg/ℓ 以下
		生物特 A	0.0004mg/ℓ 以下
アニリン	河川及び湖沼	生物 A	0.02mg/ℓ 以下
		生物特 A	0.02mg/ℓ 以下
		生物 B	0.02mg/ℓ 以下
		生物特 B	0.02mg/ℓ 以下
	海域	生物 A	0.1mg/ℓ 以下
		生物特 A	0.1mg/ℓ 以下
2,4-ジクロロフェノール	河川及び湖沼	生物 A	0.03mg/ℓ 以下
		生物特 A	0.003mg/ℓ 以下
		生物 B	0.03mg/ℓ 以下
		生物特 B	0.02mg/ℓ 以下
	海域	生物 A	0.02mg/ℓ 以下
		生物特 A	0.01mg/ℓ 以下

参考資料 3 (4) ゴルフ場使用農薬暫定指導指針値
(水質汚濁に係る農薬登録保留基準) (1/4)

一般名	基準値(mg/L)	指針値(mg/L) (基準値の10倍)	告示年月日
アジメスルフロ	0.25	2.5	平成23年4月7日
アセキノシル	0.058	0.58	平成23年10月18日
アセタミプリド	0.18	1.8	平成24年1月11日
アセフェート	0.0063	0.063	平成25年3月18日
アゾキシストロビン	0.47	4.7	平成23年4月4日
アバメクテン	0.0015	0.015	平成25年2月6日
アミスルプロム	0.2	2	平成24年4月6日
アミトラズ	0.0066	0.066	平成24年10月10日
アメトトラジン	7.1	71	平成25年10月21日
アラクロール	0.02	0.2	平成25年3月18日
イソチアニル	0.074	0.74	平成21年10月23日
イソプロチオラン	0.26	2.6	平成22年7月5日
イブフェンカルバゾ	0.0026	0.026	平成25年6月13日
イプロベンホス又はBP	0.093	0.93	平成22年12月1日
イミシアホス	0.001	0.01	平成24年7月6日
イミダクロプリド	0.15	1.5	平成22年12月1日
イミベンコナゾール	0.026	0.26	平成23年10月18日
インダジフラム	0.05	0.5	平成24年4月6日
インダノファン	0.0093	0.093	平成23年2月15日
インドキサカルブMP及びインドキサカルブ	0.013	0.13	平成24年4月6日
ウニコナゾールP	0.042	0.42	平成22年12月1日
エスプロカルブ	0.02	0.2	平成22年7月5日
エタボキサム	0.1	1	平成25年6月13日
エチクロゼート	0.45	4.5	平成25年9月11日
エチプロール	0.01	0.1	平成23年10月18日
エトキサゾール	0.1	1	平成23年10月18日
エトフェンブロックス	0.082	0.82	平成25年3月18日
エトフェセート	0.79	7.9	平成25年6月13日
オキサジアゾン	0.0095	0.095	平成23年7月4日
オキサジアルギル	0.02	0.2	平成23年10月18日
オキサジクロメホン	0.024	0.24	平成23年2月15日
オキシリニック酸	0.055	0.55	平成24年10月10日
オリサストロビン	0.13	1.3	平成23年7月4日
カズサホス	0.00066	0.0066	平成23年7月4日
カフェンストロール	0.007	0.07	平成22年7月5日
カルフェントラゾンエチル	0.07	0.7	平成21年6月12日
カルブチレート	0.034	0.34	平成23年2月15日
カルプロナミド	0.037	0.37	平成23年4月7日
ケミルロン	0.02	0.2	平成23年7月4日
グルホシネート及びグルホシネートPナトリウム塩	DL-ホモアラニン-4- イル(メチル)ホスフィン酸 (別名グルホシネート酸 として0.024	0.24	平成22年7月5日
クレソキシムメチル	0.95	9.5	平成25年9月11日
クロチアニジン	0.25	2.5	平成23年2月15日
クロマフェノジド	0.71	7.1	平成23年7月4日
クロメブロッブ	0.016	0.16	平成23年2月15日
クロラントラニリプロール	0.69	6.9	平成21年5月27日
クロリムロンエチル	0.2	2	平成21年2月18日
クロルチアミド又はDCBM	0.053	0.53	平成25年2月6日
クロルフェナビル	0.069	0.69	平成24年10月10日
クロルフタリム	0.0069	0.069	平成25年6月13日
シアソファミド	0.45	4.5	平成25年2月6日
シエノピラフェン	0.1	1	平成24年10月10日
ジカンバ又はMDBA、ジカンバジメチルアミン塩又はMDBAジメチルアミン塩及びジカンバカリウム塩又はMDBAカリウム塩	2-メトキシー-3, 6-ジ クロ安息香酸(別名ジ カンバ又はMDBA)として 0.93	9.3	平成22年1月12日
ジクロシメット	0.013	0.13	平成23年4月4日
ジチアノン	0.02	0.2	平成25年3月18日
ジチオビル	0.0095	0.095	平成23年7月4日
ジノテフラン	0.58	5.8	平成22年3月26日
ジフェノコナゾール	0.025	0.25	平成25年10月21日
シフルフェナミド	0.1	1	平成25年3月18日
シフルメトフェン	0.24	2.4	平成24年10月10日
シフルメトリム	0.0037	0.037	平成24年7月6日

※五十音順

参考資料 3 (4) ゴルフ場使用農薬暫定指導指針値
(水質汚濁に係る農薬登録保留基準) (2/4)

一般名	基準値(mg/L)	指針値(mg/L) (基準値の10倍)	告示年月日
シメコナゾール	0.022	0.22	平成23年4月4日
ジメタメトリン	0.025	0.25	平成25年9月11日
ジメテナミド及びジメテナミドP	0.1	1	平成22年1月12日
ジメトモルフ	0.29	2.9	平成24年7月6日
シラフルオフェン	0.29	2.9	平成22年7月5日
シロマジソ	0.047	0.47	平成25年3月18日
スピネトラム	0.063	0.63	平成22年7月5日
スピノサド	0.063	0.63	平成24年4月6日
スピロジクロフェン	0.034	0.34	平成25年9月11日
スピロテトラマト	0.31	3.1	平成24年1月11日
スピロメシフェン	0.058	0.58	平成24年10月10日
ダイムロン	0.79	7.9	平成22年3月26日
チアジニル	0.1	1	平成23年4月7日
チアメトキサム	0.047	0.47	平成23年2月15日
チオベンカルブ	0.02	0.2	平成24年7月6日
チフルザミド	0.037	0.37	平成25年10月21日
テブコナゾール	0.077	0.77	平成23年10月18日
テブフェノジド	0.042	0.42	平成22年12月1日
テブフロキン	0.1	1	平成25年2月6日
テフリトリオン	0.002	0.02	平成21年10月23日
トブラメゾン	0.007	0.07	平成25年6月13日
トリアジフラム	0.023	0.23	平成23年7月4日
トリネキサバックエチル	0.015	0.15	平成25年6月13日
トリフルラリン	0.063	0.63	平成25年10月21日
トリフロキシストロビン	0.1	1	平成24年4月6日
トルフェンピラド	0.014	0.14	平成24年1月11日
1-ナフタレン酢酸ナトリウム	0.39	3.9	平成21年5月27日
ノバルロン	0.029	0.29	平成25年2月6日
パクロブトラゾール	0.053	0.53	平成22年3月26日
ハロスルフロメチル	0.26	2.6	平成24年4月6日
ピフェナゼート	0.026	0.26	平成24年1月11日
ピフェントリン	0.026	0.26	平成23年10月18日
ピメトロジン	0.034	0.34	平成24年1月11日
ピラクロストロビン	0.09	0.9	平成24年4月6日
ピラクロニル	0.011	0.11	平成23年7月4日
ピラフルフェンエチル	0.45	4.5	平成25年2月6日
ピリオフェノ	0.24	2.4	平成25年10月21日
ピリダベン	0.01	0.1	平成25年9月11日
ピリダリル	0.074	0.74	平成24年1月11日
ピリフタリド	0.014	0.14	平成23年4月7日
ピリプチカルブ	0.023	0.23	平成23年2月15日
ピリフルキナゾ	0.01	0.1	平成22年1月12日
ピリプロキシフェン	0.26	2.6	平成25年2月6日
ピリベンカルブ	0.1	1	平成24年1月11日
ピリミスルファン	0.93	9.3	平成22年3月26日
ピリミノバックメチル	0.05	0.5	平成25年3月18日
フェノキサニル	0.018	0.18	平成23年4月4日
フェリムゾン	0.05	0.5	平成22年3月26日
フェンアミドン	0.074	0.74	平成24年10月10日
フェントエート又はPAP	0.0077	0.077	平成25年9月11日
フェントラザミド	0.013	0.13	平成23年4月4日
フェンピラザミン	0.31	3.1	平成25年6月13日
フェンブコナゾール	0.079	0.79	平成25年3月18日
フェンヘキサミド	0.45	4.5	平成25年9月11日
ブタクロール	0.026	0.26	平成25年3月18日
ブタミホス	0.02	0.2	平成23年7月4日
フルアリン	0.026	0.26	平成24年1月11日
プロフェジン	0.023	0.23	平成22年12月1日
フラメトピル	0.01	0.1	平成25年9月11日
フルアクリピリム	0.15	1.5	平成25年3月18日

※五十音順

参考資料 3 (4) ゴルフ場使用農薬暫定指導指針値
(水質汚濁に係る農薬登録保留基準) (3/4)

一般名	基準値(mg/L)	指針値(mg/L) (基準値の10倍)	告示年月日
フルオピコリド	0.21	2.1	平成25年2月6日
フルオピラム	0.031	0.31	平成25年6月13日
フルキサピロキサド	0.055	0.55	平成25年6月13日
フルジオキソニル	0.87	8.7	平成23年10月18日
フルセトスルフロン	0.1	1	平成21年2月18日
フルチアニル	6.3	63	平成24年10月10日
フルトラニル	0.23	2.3	平成22年3月26日
フルフェノクスロン	0.098	0.98	平成25年2月6日
フルベンジアミド	0.045	0.45	平成24年10月10日
フルボキサム	0.021	0.21	平成21年5月27日
フルルアリミドール	0.039	0.39	平成25年11月29日
フレチラクロール	0.047	0.47	平成22年7月5日
フロジアミン	0.17	1.7	平成24年7月6日
フロスルホカルブ	0.05	0.5	平成21年10月23日
フロニカミド	0.19	1.9	平成20年12月1日
プロパモカルブ塩	0.77	7.7	平成24年7月6日
プロヒドロジャスモン	0.37	3.7	平成24年10月10日
プロピリスルフロ	0.029	0.29	平成22年7月5日
プロモブチド	0.1	1	平成22年7月5日
ヘキサジノン	0.13	1.3	平成25年6月13日
ペノキスラム	0.13	1.3	平成23年7月4日
ベンシクロン	0.14	1.4	平成23年4月7日
ベンスルフロメチル	0.5	5	平成24年7月6日
ベンゾピシクロン	0.09	0.9	平成22年12月1日
ベンチアバリカルブイソプロピル	0.18	1.8	平成24年10月10日
ベンチオピラド	0.2	2	平成20年7月23日
ペンデメタリン	0.31	3.1	平成25年2月6日
ペントキサノン	0.61	6.1	平成24年4月6日
ペンフルフェン	0.053	0.53	平成25年10月21日
ベンフレセート	0.069	0.69	平成23年4月4日
ボスカリド	0.11	1.1	平成25年9月11日
ホラムスルフロ	1.3	13	平成23年4月7日
マンジプロパミド	0.1	1	平成21年2月18日
ミクロブタニル	0.063	0.63	平成24年4月6日
ミルベメクチン	0.07	0.7	平成23年10月18日
メコプロップカリウム塩又はMCPKPカリウム塩 メコプロップジメチルアミン塩又はMCPKPジメチルアミン塩 メコプロップイソプロピルアミン塩及びメコプロップPカリウム塩	(RS)-2-(4-クロロ-0-トリルオキシ) プロピオン酸(別名メコプロップ又はMCPKP)として 0.047	0.47	平成21年10月23日
メソトリオン	0.007	0.07	平成21年10月23日
メタアルデヒド	0.058	0.58	平成24年10月10日
メタゾスルフロ	0.071	0.71	平成24年10月10日
メタフルミゾン	0.31	3.1	平成24年7月6日
メタミホップ	0.011	0.11	平成23年4月4日
メタラキシル及びメタラキシルM	0.058	0.58	平成24年4月6日
メトキシフェノジド	0.26	2.6	平成23年4月7日
メトコナゾール	0.1	1	平成25年2月6日
メトミノストロビン	0.042	0.42	平成25年3月18日
メトラクロール及びS-メトラクロール	0.25	2.5	平成22年1月12日
メフェナセツ	0.01	0.1	平成22年3月26日
メプロニル	0.1	1	平成24年7月6日
ヨウ化メチル	0.01	0.1	平成25年3月18日
ルフェスロン	0.037	0.37	平成25年2月6日
レビメクチン	0.053	0.53	平成24年7月6日
EPN	0.0037	0.037	平成23年4月7日

※五十音順

参考資料 3 (4) ゴルフ場使用農薬暫定指導指針値
(排水水中の指針値として設定してきた指針値) (4/4)

一般名	指針値(mg/L)
イソキサチオン	0.08
クロルピリホス	0.02
ダイアジノン	0.05
チオジカルブ	0.8
トリクロルホン (DEP)	0.05
フェントロチオン (MEP)	0.03
ベルメトリン	1
ベンスルタップ	0.9
イプロジオン	3
イミノクタジナルベシル酸塩及びイミノクタジン酢酸塩	0.06
エトリジアゾール (エクロメゾール)	(ミメキシノとして) 0.04
オキシ銅 (有機銅)	0.4
キャプタン	3
クロロタロニル (TPN)	0.4
クロロネブ	0.5
ジフェノコナゾール	0.3
シプロコナゾール	0.3
チウラム (チラム)	0.2
チオファネートメチル	3
チフルザミド	0.5
テトラコナゾール	0.1
トリフルミゾール	0.5
トルクロホスメチル	2
バリダマイシン	12
ヒドロキシイソキサゾール (ヒメキサゾール)	1
プロピコナゾール	0.5
ベノミル	0.2
ボスカリド	1.1
ホセチル	23
ポリカーバメート	0.3
アシュラム	2
エトキシスルフロン	1
シクロスルフアロン	0.8
シデュロン	3
シマジン (CAT)	0.03
トリクロピル	0.06
ナプロキサド	0.3
フラザスルフロン	0.3
プロピザミド	0.5
ベンフルラリン (ベスロジン)	0.1
MCPAイソプロピルアミン塩及びMCPAナトリウム塩	(MCPAとして) 0.051
トリネキサバクエチル	0.15

※五十音順

参考資料 3 (5) ダイオキシン類の基準値

地点	環境基準	要監視濃度
水質	1.0pg-TEQ/ℓ	0.5pg-TEQ/ℓ
底質	150pg-TEQ/g	75pg-TEQ/g

参考資料 3 (6) 内分泌かく乱化学物質の基準値

物質名	重点調査濃度※1
ビスフェノールA	24.7 µg/ℓ
17β-エストラジオール	0.0015 µg/ℓ
エストロン	0.0016 µg/ℓ
o,p'-DDT	0.0145 µg/ℓ

※1 「内分泌かく乱化学物質調査の考え方（案）（平成25年3月改訂）に基づく重点調査濃度。
平成25年度以降は平成25年3月改訂の考え方（案）に基づき調査を行っている。